

長野県告示第162号

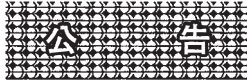
国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

平成26年3月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業期間
平成25年7月1日から平成26年2月28日まで
- 3 作業地域
上高井郡高山村、下高井郡山ノ内町、下高井郡木島平村、下水内郡栄村

建設政策課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年3月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成26年3月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人南信州クラブ
- 3 代表者の氏名
小澤 健
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市本町一丁目12番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、南信州地域において、ラグビーをはじめとしたスポーツ活動を通じ、人づくり、まちづくり、地域づくりの推進を図り、青少年の健全育成、地域社会の活性化及び公益の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年3月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成26年3月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人長野市有害鳥獣対策センター
- 3 代表者の氏名
小池 清海
- 4 主たる事務所の所在地
長野市松代町柴120番地の1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、長野市内において農林業及び水産業への野生鳥獣の被害防止を図るために有害鳥獣の捕獲作業を実施して、農林業及び水産業の振興に寄与すると共に、併せて市街地に出没する大形野生鳥獣（熊・猪・鹿等）を捕獲して人畜への被害を防止する。

県民協働・NPO課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年3月20日

長野県松本地方事務所長 白鳥 政徳

- 1 許可番号 平成26年2月7日
長野県指令25建指第79-16号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字広丘堅石字下原819-7
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市大字広丘堅石819-1 古厩 絢

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年3月20日

長野県長野地方事務所長 島田 伸之

- 1 許可番号 平成26年2月26日
長野県指令25建指第96-15号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字日滝字寺窪2923-1、2924-1、2931-1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長野市篠ノ井大字杵淵字新田前213-4
社会福祉法人睦会 理事長 神野 久雄

建築指導課

公告

平成26年度長野県警察官採用試験（A）（平成26年10月採用）及び長野県警察官採用試験（A）（平成27年4月採用第1回）を次のとおり行います。

平成26年3月20日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

1 試験の対象となる職

長野県巡査の職

2 試験の名称、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の名称	試験区分	採用予定人員	職務内容
長野県警察官採用試験（A） （平成26年10月採用）	男性	15人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り等
	女性	5人程度	
長野県警察官採用試験（A） （平成27年4月採用第1回）	男性	45人程度	
	女性	15人程度	

3 受験資格

(1) 年齢等

試験の名称	年齢等
長野県警察官採用試験（A） （平成26年10月採用）	昭和59年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成26年9月30日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）
長野県警察官採用試験（A） （平成27年4月採用第1回）	昭和59年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成27年3月31日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）

(2) この試験を受験できない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

4 試験の方法、日時、場所等

(1) 第1次試験

ア 方法及び内容

試験の方法	試験の内容
教養試験	公務員として必要な大学卒業程度の一般的な知識及び知能についての択一式筆記試験（出題数50題）

(注) 出題分野は、別表のとおりです。

イ 配点及び基準

配点	基準（合格判定の必要最低基準）
400点	正答率3割6分（144点）。ただし、平均正答率が3割6分に満たない試験区分にあっては、当該試験区分の平均正答率

ウ 日時及び場所

(7) 日時

平成26年5月11日（日） 午前9時から

(4) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。

なお、試験地が長野市である場合は、試験会場については、長野県警察本部長が指定します。

試験地	試験会場
長野市	北信運転免許センター （長野市川中島町原704-2） 長野県庁 （長野市大字南長野字幅下692-2） 長野県社会福祉総合センター （長野市若里7-1-7）
松本市	松本勤労者福祉センター （松本市中央4-7-26）

エ 第1次試験日に併せて実施する試験

第2次試験で採点の対象となる論文試験は、第1次試験日に併せて実施します。第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合は、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することはできません。

オ 第1次試験合格者の決定及び発表

試験区分ごとに合計点の高い人から成績順に合格者を決定します。合格者については、平成26年5月中旬に、本人に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示又は掲載します。

長野県庁

長野県内の警察署

インターネットホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinjii/kensei/soshiki/>

[soshiki/boshu/index.html](http://www.soshiki/boshu/index.html)

<http://www.police.pref.nagano.lg.jp/>

(2) 第2次試験

ア 方法及び内容

試験の方法	試験の内容
論文試験	一般的事項についての論文試験
口述試験	集団討論及び個別面接による試験
適性検査	警察官として職務遂行上必要な適性についての検査
体力検査	瞬発力等についての5種目の検査

イ 配点及び基準

各試験及び検査の配点及び合格に必要な基準は、次のとおりです。一つでも基準を満たさない場合は、不合格となります。

試験	配点	基準(合格判定の必要最低基準)
論文試験	150点	60点
口述試験	750点	7段階評定で、3人の試験員のいずれの評定も下位2段階以下でなく、かつ、うち2人以上の評定が上位4段階以上であること。
適性検査		
体力検査	100点	44点。ただし、20mシャトルランを含めて4種目以上を受検し、20mシャトルランが8点以上であり、かつ、8点に達しない種目が2種目以上ないこと。

ウ 日時及び場所

平成26年6月上旬から中旬までの間に口述試験、適性検査及び体力検査を行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

(3) 身体検査

通常の職務遂行に必要な健康度及び次の身体的条件について、医療機関において作成された健康診断書に基づく検査を行います。

身体的条件
両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
色覚は職務遂行上の支障がないこと。
関節等に職務遂行上の支障がないこと。

(4) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験、身体検査及び資格調査の結果に基づいて、試験区分ごとに合計点の高い人から成績順に最終合格者を決定します。最終合格ラインに同点者がいる場合は、口述試験の得点の高い順に決定し、口述試験も同点の場合は、第1次試験の得点の高い順に決定します。

最終合格者については、平成26年7月上旬に、本人に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示又は掲載します。

長野県庁

長野県内の警察署

インターネットホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinji/kensei/soshiki/soshiki/boshu/index.html>

<http://www.police.pref.nagano.lg.jp/>

6 合格から採用まで

(1) 長野県人事委員会は、最終合格者を試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登録し、任命権者(長野県警察本部長)からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用者を決定します。

(2) この試験の合格者の採用は、長野県警察官採用試験(A)(平成26年10月採用)については原則として平成26年10月1日、長野県警察官採用試験(A)(平成27年4月採用第1回)については原則として平成27年4月1日の予定です。

(3) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。

7 給与等

給料表は、警察職給料表が適用され、現行の初任給の月額(給料月額に地域手当を加えた額)は、約207,500円です。

給与改定等がある場合は、この額と異なる額となります。

なお、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

また、制服その他所要の被服等が支給されます。

8 受験手続

持参、郵送又はインターネットのうち、いずれか一つの方法で申し込んでください。

(1) 持参又は郵送による申込みの場合

ア 受験申込書の交付

(7) 受験申込書は、次のところで交付するほか、インターネットホームページ(<http://www.police.pref.nagano.lg.jp/>)からダウンロードすることもできます。

長野県警察本部警務課警察職員採用センター

長野県内の警察署、交番又は駐在所

(4) 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の角形2号(240ミリメートル×332ミリメートル)の返信用封筒を同封して、長野県警察本部警務課警察職員採用センター(〒380-8510:長野県警察本部専用郵便番号所在地:長野市大字南長野字幅下692の2)まで送付してください。

イ 申込方法

(7) 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県警察本部警務課警察職員採用センター又は長野県内の警察署へ提出してください。

(4) 受験票の所定欄に52円切手を必ず貼り(インターネットホームページからダウンロードした場合は、受験票の裏面に郵便はがきを必ず貼り)、宛先を明記してください。

(7) 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、簡易書留等確実な方法により送付してください。

ウ 受付期間

受付期間は、平成26年3月20日(木)から4月16日(水)までとし、郵送による申込みの場合は、消印により4月16日(水)までに差し出したことが分かるものに限り受け付けます。

ただし、日本国外からの郵送によるものは、4月16日(水)までに到着したものに限り受け付けます。

エ 受験票の交付

受験申込みの受付期間終了後に郵送します。受験票には第1次試験当日までに写真を貼っておいてください。写真がないと受験できませんので、注意してください。

なお、5月6日(火)までに受験票が到着しない場合は、長野県警察本部警務課警察職員採用センター(026-233-0110 内線2631~2634)へ連絡してください。

(2) インターネットによる申込みの場合

ア 申込方法

(7) インターネットホームページ(<http://www.police.pref.nagano.lg.jp/>)に「インターネットによる受験申込みの方法」を掲載するので、よく読んで手続を行ってください。

なお、パソコンの動作環境により利用できない場合があります。また、受験票の印刷(A4判)のためプリンターが必要となります。

使用するパソコン、通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

(4) 手続の概要

- a 「ながの電子申請サービス」へ申請者情報登録を行い、ID等の発行を受けてください。
- b 「ながの電子申請サービス」へログインし、必要事項を入力し、受験申込みを行ってください。
- c ウの受験票を交付する旨の電子メールを受信したら、受験票をダウンロードし、印刷してください。

イ 受付期間等

受付期間は、平成26年3月20日(木)0時から4月14日(月)24時までです。持参又は郵送による場合より早く締め切ります。また、受付期間中は24時間申込みを受け付けますが、保守点検等によりシステムが停止することがあるので、注意してください。

ウ 受験票の交付

5月上旬に受験票を交付する旨の電子メールを送信する予定です。受信後に受験票をダウンロードし、印刷してください。受験票には、第1次試験当日までに写真を貼っておいてください。写真がないと受験できませんので、注意してください。

なお、5月6日(火)までに電子メールが到達しないときは、長野県警察本部警務課警察職員採用センター(026-233-0110 内線 2631~2634)へ連絡してください。

9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる人

	口頭により請求することができる記録情報	開示請求できる人
第1次試験	第1次試験(教養試験)の点数及び順位	受験者
第2次試験等	1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 論文試験、口述試験及び体力検査の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む。) 2 身体検査及び資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次試験受験者

(2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局(県庁8階)

10 問い合わせ先

この試験について不明な事項は、長野県警察本部警務課警察職員採用センター(電話:026-233-0111 内線 2631~2634)又は長野県人事委員会事務局(電話:026-235-7465又は026-232-0111 内線 4233)に問い合わせてください。

11 その他

この試験の実施に際して収集する個人情報、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

(別表)

第1次試験(教養試験)出題分野一覧表

出題分野
知識分野-社会科学 人文科学 自然科学 知能分野-文章理解(英語を含む) 判断推理 数的処理 資料解釈

人事委員会事務局